

再生可能エネルギー設備の設置に関する規制緩和等を求める意見書

福島県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」において、「2040年頃を目途に県内エネルギー需要量の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指す」としている。

再生可能エネルギー設備の設置に関しては、国において規制や制度の改革を行い、設置しやすい環境づくりをしてはいるが、県の革新的な再生可能エネルギー推進のためには、民間活力の活用と大胆な規制緩和なくして実現は難しいと考える。

原発事故由来の放射性物質汚染により、農地として活用できない農地が発生し、農作物を栽培しても風評被害で販売価格が下落するなど、農業のみならず生活も続けていけるか大きな不安の中にあり、また、担い手の高齢化や後継者不足等により、耕作を休止せざるを得ない農地も増えつつある。

このような遊休農地に太陽光発電施設を設置し、全量買取制度を利用しながら安定的な収益を上げることで、農家も助かり、福島県における再生可能エネルギー推進にも大きく寄与できるものと考え。しかしながら、現行法上では、農地に太陽光発電施設を設置する場合、農地以外の目的に転用する「農地転用」手続きが必要とされ、手続きの労力、許可までの時間がかかるほか、優良農地は原則転用が認められず、更には農業振興地域の整備に関する法律などが、再生可能エネルギーを推進する上でハードルとなっている。

上記に対しては、福島復興再生特別措置法や特区等の活用により、福島県に限定した独自措置の実現により、農振対象地域からの特別除外や地目変更に伴う固定資産税を農地のままで据え置くことなどが、再生可能エネルギー設備の設置を考えている企業への呼び水になり、ひいては福島県の再生可能エネルギー推進に大きく貢献できるものと考え。

よって、国においては、福島県の再生可能エネルギー推進のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 当県特有の実情を鑑み、福島復興再生特別措置法、総合特別区域法などの適用により、著しく農業利用が乏しい農地については農地のまま再生可能エネルギー設備の設置又は太陽光発電施設を設置できる特例措置を設けること。
- 2 農地を転用するに当たっては、手続きや中身の簡素化を行い、固定資産税に関しては農地のまま据え置くこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月11日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	あ
財		務	大	臣	て
農	林	水	産	大	
経	済	産	業	大	
復	興		大	臣	

福島県議会議長 齋藤健治